

佐賀県中央児童相談所長 様

佐賀県中央児童相談所の第三者評価  
**報告書**

(令和 6 年度 2 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で佐賀県中央児童相談所第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

##### ・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

### 3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

# — 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
<b>総評</b>	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	7
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	9
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	11
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	13
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	15
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	16
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	17

# 総評

(2024年8月28日～29日 実地調査実施分)

## 総評

○職場内で相談がしやすく、職員の皆さんが一体となって業務を行い、働きやすい職場であることがうかがえました。サインズ・オブ・セーフティ・アプローチを取り入れて児童相談所全体で取り組んでおられること、CAREの取り組みを始めておられること、一時保護所でコモンセンスペアレンティングを基本に据えた支援を行っていることなど、新しい考え方を積極的に取り込んで業務に活かしておられる姿勢は高く評価できると考えます。

○里親委託・施設措置ケースの対応を充実させるために自立支援班を設置して、児童相談所からの訪問頻度を高める努力をされていることも評価できます。アドボケイトの取り組みも積極的に展開されており、他自治体に比しても先行して取り組んでおられることを評価したいと思います。さらには、援助方針や支援プランの書式を定めて会議に提出したり、保護者や市町村とも共有され始めたことも、児童相談所の方針を明確化して伝える方法として評価できると考えます。各種書式が丁寧に作成され準備されており、業務に確実に取り組んでおられる点は他の自治体の参考になるものと思われまます。

○施設内性暴力対応の必要性から「生（性）教育プログラム」を開発し、施設での実践を行っておられることは高く評価でき、他の自治体にも発信していただきたい取り組みだと考えます。

○一方で、子どもの権利ノートについて児童相談所が主体的に関与されておらず、措置にあたって児童福祉司が子どもに説明することができていないようでした。子どもの権利について児童相談所職員が深く理解し、権利の大切さや、子どもが意見を述べてよいことなどを、まずは児童福祉司が子どもに丁寧に伝えることが必要だと考えます。そのための研修などを通じて児童相談所職員が理念を共有するとともに、子どもの権利ノートについても早急な見直しを進めていただくことを期待します。

○また、子どもからのアンケート結果によると、家族のことや今後の方針について児童相談所職員から十分な説明を受けていないと感じる子どもの割合が多いことがうかがえます。子どもとの面談をより充実させて、子どもとの関係構築を図り、対話を進めていただきたいと思います。

○組織運営の上では、一時保護所が夜間連絡窓口となっているとのことでしたが、一時保護所は入所中の子ども対応に専念する必要があるため、夜間連絡窓口を切り分けるための検討が必要と考えます。また、児童心理司が知的障害者更生相談所等と兼務となっていますが、児童相談所における児童心理司の役割機能を、事例対応や地域との連携協働に対してより発揮できる体制とするため、児童相談所専任化を検討する必要があると考えます。

○進行管理については、スーパーバイザー（以下 SV）と管理職との間で実施されているとのことでしたが、SVの負担が大きいと思われることや、班のメンバーが共有する必要があることなどから、進行管理の在り方を再検討されるとよいと考えます。

○記録の管理については、施錠できる書庫やキャビネット等への保管が徹底されるように改善が必要と考えます。

○児童相談所に期待される多くの役割機能を遂行していくためには、児童福祉司及び児童心理司のさらなる人員増が必要と考えられます。特に法定定数を満たしていない現状が早急に改善されるように県としての取り組みをお願いします。今年度から始められた社会福祉職採用を機に、社会福祉職の人材育成体系を構築して、将来にわたる安定した専門職配置を実現していただきたいと考えます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利に関する理解を深め、子どもの権利について子どもと対話する取り組みを進めてください。権利ノートの説明は児童福祉司が行うことを定着させていただきたいと思えます。</li> <li>・記録は施錠された場所で保管することを徹底していただきたいと考えます。</li> </ul>
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SV の負担は大きなものであると感じました。特に進行管理が SV 主体で行われていますが、班全体で行うなど、進行管理の在り方を見直すことを提案したいと思えます。</li> <li>・夜間連絡窓口が一時保護所となっていることについて、夜間対応体制の見直しが必要と考えます。</li> </ul>
設置自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利ノートの見直しを早急に進めていただきたいと思えます。</li> <li>・児童福祉司や児童心理司が法定定数を満たしていない点については、早急に改善を進めてください。</li> <li>・夜間連絡窓口について、県としての体制構築の検討が必要と考えます。</li> <li>・児童心理司の役割について、児童相談所における心理的援助に専念できる体制の構築を検討してください。</li> <li>・SV と管理監督職の役割を分けた人員配置が必要と考えます。</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体が児童福祉司や児童心理司の採用を円滑に行えるように支援を充実してください。</li> <li>・児童相談所における夜間対応の負担軽減について、国としての方策を検討してください。</li> <li>・児童相談所のシステムの改善について、さらなる支援を行ってください。</li> </ul>

## 第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

○援助方針に関し、子どもの意見を聴取し記録に綴られていること、会議等では必ず子どもの意見を取り上げて協議されていること、援助方針にできる限り子どもの気持ちや意見を反映させようとする姿勢がある点については評価できます。

○子どもの権利ノートに関する説明については主に里親・施設側に委ねられており、その説明方法や表現の仕方についても把握されていないとのことでした。子どもの権利ノートは、社会的養護で生活する子どもに権利を伝え、権利が侵害された時にその解決方法を説明するためのものです。子どもが権利について深く理解するためには、生活支援にあたる里親・施設側が日々権利を伝えることも勿論必要ですが、これを担当する方によってはルールを強調した表現となってしまう可能性も否定できません。それでは、結果的に子どもが権利行使を必要以上に控えるなど、権利ノートの趣旨に反することになりかねないため、児童相談所職員が権利ノートに関する説明を行うことには重要な意義があります。権利ノートの説明は第一義的には児童相談職員が行うべきものと考えます。今後は、児童相談所職員が子どもの権利ノートに関する説明ができるよう取組みを進めていただきたいです。

○上記説明を行う前提として、現在の子どもの権利ノートは、平成 20 年に作成されて以降改訂がなされていないため、こども基本法や近年の児童福祉法改正の趣旨を十分に反映したものになっているか見直しを行う必要があります。担当部局や児童相談所もその過程に関与し、組織全体で共有することが望ましいと思われま

す。

○子どもの権利の説明に関し、特に、令和 6 年 4 月から始まった意見聴取等支援措置を効果的に実施するためには、子どもが意見表明権を行使する前提としてその意義を理解する必要があることから、保護の段階で意見表明権に関する説明を十分に行っていただきたいと思います。その際、子どもの年齢や特性に応じたツールを用いて説明することが重要です。

○子どものアンケートからは、特に施設において、家族のことや今後の方針について児童相談所職員から十分な説明を受けていないと感じる子どもの割合が多いことがうかがえます。個々の職員が、サインズ・オブ・セーフティの手法を活用して保護者と共に文字と絵で説明を行うなど、個別に取り組んでおられる姿勢はヒアリングできましたので、今後は組織全体として、子どもが知りたいことを、子どもが理解できる言葉で伝えるにはどうすればよいか、検討を進められることを期待します。

○令和 5 年度から試行的に訪問アドボケイトの取組みを行い、一時保護所においては週に一度アドボケイトが訪問し、子どもへのフィードバックも行うなど意見表明等支援事業の仕組みを整備しつつありました。この仕組みが子どもたちにも周知され、積極的に活用されていることは評価できます。今後は、里親や施設にも制度の重要性を理解してもらえるよう周知に努め、意見表明等支援事業を推進していただきたいです。また、子どもや保護者の意向が児童相談所の方針と一致しない場合には、児童福祉審議会への諮問を積極的に行うことを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	B
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

## 第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>○風通しがよく仲間が助け合う雰囲気は、組織運営上大変重要であり、評価できます。今後、組織の機能分化や法定定数を満たすための職員増員などが進むと想定されますが、運営上の工夫を凝らして対応されることを期待しています。</p> <p>○サインズ・オブ・セーフティ・アプローチを基盤とした児童相談所全体の取組みは大変高く評価できます。また、受理会議、判定会議、援助方針会議等も共通のフォーマットを作成し、丁寧にアセスメントをされる取組みは組織としてのモデルになる取組みと考えます。</p> <p>○一方、医師からの助言をタイムリーに受ける体制の検討、例えば開業医（精神科・児童精神科・外科など）など地域の医療機関とのネットワークも視野に、入院という視点だけではなく、医学的なアセスメントの仕組みの強化なども含め検討されることを提案いたします。また今後、一時保護への司法関与も予定されている中で、弁護士との連携の在り方について検討が必要となります。医師や弁護士が援助方針会議等に参加することで、アセスメントを多角的視点から深めることも可能となると考えます。医師や弁護士の勤務日数増について検討されることを期待しています。</p> <p>○令和 4 年度から自立支援班を設置し、施設や里親等への支援を充実する体制に改組され、施設等と連携した取組みの強化を進められていることは評価できます。また社会福祉職採用の開始など、専門的人材の確保という課題へ積極的に取り組む姿勢は大変評価できます。今後人材確保・戦略的な人材育成へ向けて一層の取組みを期待しています。</p> <p>○職員へのノートパソコンの貸与や児童相談システムの導入などの取組みは評価できます。今後はできれば、児童相談システムから様々な様式等へデータが反映される、などの工夫を通じて改善に取り組んでほしいと思います。</p> <p>○虐待通告等への 365 日 24 時間対応に関しては、一時保護所が夜間連絡窓口となっています。また緊急対応については SV を中心に 3 班体制で基本対応し、上司の判断を仰ぎながらではありますが、緊張感をもって対応されています。今後、特に業務の要（進行管理、スーパーバイズ、夜間対応等）である SV の業務の在り方について、夜間対応の一部外部委託ということも含め、役割分担の検討を提案します。SV はケース対応の支援のほか、進行管理の主体であり、職員のサービス管理まで幅広い役割を担っておられることは、相当に負担が重いものと感じられました。人員配置上の困難さは伴いますが、自治体によっては、職制上の管理監督職とスーパーバイズを担うフリー職員とを分けているところも見られますので、SV の位置づけについて検討されるとよいと感じました。また、夜間対応も含めての初期対応全般について、初動対応班の設置なども含めインテーク機能の平準化、初期アセスメントの充実についても視野に組織編制を検討されることをお勧めいたします。</p> <p>○児童心理司においては、知的障害者更生相談所との兼務となっており、主に療育手帳の心理判定業務の</p>

割合が2割程度とお聞きしました。施設や里親委託児童の中には、被虐待児童の増える傾向もみられ、また、在宅指導への移行の際への、市町村や学校等への援助方針に関するすり合わせ、役割分担の確認の際に、児童心理司による心理的なアセスメントに関する助言などの機会の必要性は益々高まることが予想されます。児童心理司としての心理治療教育や、アウトリーチも視野にした地域支援についても検討する必要があることから、児童心理司の児童相談所業務への専任化を進められることを提案いたします。

○児童記録等の作成、管理については、児童相談システムと紙ベースが併用されています。特に紙ベースの児童記録等の保管・管理については、原則鍵のかかる書庫やキャビネットでの保管を徹底するなど、保管管理に関する規定について再検討する必要があると感じました。また、児童記録の廃棄に関する規定がないとのことでしたが、場所があるから保管しているということだと、狭くなったときにまとめて廃棄されるという危険性もあります。廃棄の規定に関する検討を始めていただきたいと思います。

#### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	B

### 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>○サインズ・オブ・セーフティ・アプローチを基本として相談対応を進めておられることが良く感じ取れるヒアリングでした。研修の充実によって職員にその理念が共有され、子どもや家族とともに考えるソーシャルワークが展開されていることは高く評価できると思います。一方で、忙しさのために、基礎から学び実践するゆとりが持てない現状があることもヒアリングの中で話されていました。職員の間で共通の理念を蓄積しながら、それぞれが理解を深めて実践につなげていくことができているかどうか、児童相談所全体として絶えず点検をされることを期待します。</p> <p>○夜間対応については一時保護所が夜間連絡窓口となっているとのことでした。一時保護所には保護児童への臨機応変な対応が求められるため、一時保護所職員が保護児童の支援に専念できるように、夜間対応については一時保護所業務と切り分けが必要と考えます。夜間の緊急連絡窓口や連絡対応について、専任職員の配置を含めて県としての体制構築に向けた検討を望みたいと思います。</p> <p>○配偶者等間の暴力暴言等に伴う心理的虐待通告への対応に関して、母親に連絡をとって指導を行っているとのことをお話を伺いました。加害者である男性等に対してもアプローチをして支援につなげる必要があります。この点については改善を求めたいと思います。</p> <p>○虐待相談への緊急対応については、各班から当番職員を出して対応をされているとのことでした。そのため、当番の日は担当ケースの相談対応ができないこととなります。地区担当者以外の職員が対応する方法を確実にするためには、緊急対応の専任職員（地区担当を持たない職員）を配置することが考えられると思います。一方で、全職員が緊急対応を経験することの意味もあり、また、児童福祉司の配置が法定定数を満たしていない状況から、人員的に専任担当者を設けることが難しい事情もあるものと思います。今後はより効果的な緊急対応の組織体制に向けた検討とともに、県として児童福祉司及び児童心理司の人員増に向けた積極的な取り組みを求めたいと思います。</p> <p>○措置解除時には支援プランを作成して、市町村や家庭に渡すようにされているとのことをお話を伺いました。解除後の支援につなげるためにこうした取り組みは大切になると考えます。一方で、市町村のアンケートからは、一時保護解除前後に会議がなかったとのコメントが見られました。また、継続指導ケースが市町村に引継ぎなく終結されていたとの声や、アセスメントシートの共有がされていないという意見もありました。市町村ごとに体制が異なり、自治体数も 16 市町村と多く、調整には苦労されることと思われるかもしれませんが、これらの指摘に留意して、市町村との情報共有を密にして、市町村と協働した支援関係が構築されるようにさらなる取り組みの充実を期待します。</p> <p>○在宅指導については、ヒアリングの中では定期的に家庭訪問されるなどの取り組みをされていることが確認できました。しかし、児童相談所による自己評価や市町村の評価がともに高いものではないことから、課題を改めて抽出し、より丁寧な在宅支援となるような検討をされることを期待します。</p>

○進行管理は SV と所長・課長とで実施されていると伺いました。この場合 SV がすべてのケースを把握している必要がありますが、把握漏れが生じる可能性もあります。また、個々の班員へのフィードバックが十分行えるかどうかについても懸念を感じます。さらに、班員同士が他の担当者のケース内容や進行状況を把握しにくいのではないかと懸念します。自治体によっては、進行管理ケース台帳を定期的に共有し、各チームにおいて定期的な進行管理会議を行ったり、所として年 3 回等で進行管理会議を設定するなどの取り組みが見られます。動きのないケースや対応漏れ・対応の後れを防ぐために、進行管理の在り方を組織として検討されることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	B
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	B
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	B
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

## 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－ 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>○措置中の子どもへの面会が少ないという声を受け、令和4年度から自立支援班を設置して、少なくとも半年に一度は面会に行き、社会的養護の下で生活する子どもへの支援を丁寧に行えるようにした点は評価できます。また、今年度から援助方針や支援プランを会議に提出するようになり、自立支援計画に必要な資料を施設に交付するようになったこと、児童養護施設等における家庭復帰支援調整事業を立ち上げ、家庭支援専門相談員を対象とした研修をこれまで実施してこられたことは評価できます。今年度は実施されていないようですが、検討協議の上、施設側のニーズなども把握し、施設の職員への専門的な支援を工夫しながら、引き続き実施されることを期待します。他方で、今回は特に施設からさまざまな側面に対し厳しい意見が見受けられました。施設等入所児童の多くが何らかの逆境体験があると思われることから、施設等と協働した子どもへの支援、時には児童心理司の参与も含め、施設と児童相談所が両輪となった丁寧な支援の枠組みについて検討されることを提案いたします。</p> <p>○施設内性暴力に対応する必要性から「生・性教育プログラム」を開発し、施設での実践を行っていることは高く評価できます。</p> <p>○一時帰宅や長期の外泊などの場合には、帰宅先での養育環境などの把握が基本的に重要です。他の都道府県等に帰宅外泊先がある場合などにおいては、児童相談所運営指針に則り他の都道府県等の児童相談所との調整を進めることが重要であると考えます。</p> <p>○市町村より、引継ぎに関する不安や連携不足について指摘があります。虐待事例などの措置解除の際には、おおむね6ヶ月程度支援を継続されていることと思いますが、主担当の変更や施設からのアフターケア中心に移行する場合などは、できるだけ早く情報共有・意見交換の場を設け、その経過を丁寧に引き継ぐなどの取り組みが期待されます。</p> <p>○施設より、18歳以上の場合に児童相談所の支援が十分に受けられないとの意見が寄せられています。令和4年児童福祉法改正では社会的養護の児童等に対する自立支援の強化が図られており、今後は18歳を超えた場合も、措置延長を含めたより積極的な支援を行うことを期待します。あわせて、本庁との協議も含め、ケアリーバー支援の施策の検討を進めることを提案します。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A

No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	B
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	B
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

## 第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>○令和 4 年度から自立支援班が始動しており、社会的養護の下で育つ子どもの支援を強化しようとされていることは評価できます。</p> <p>○里親支援機関との連携をされています。里親委託推進は里親家庭の支援が重要であり、里親への丁寧な説明も欠かせませんが、関係機関へのアンケートでは、児童相談所と里親支援機関間の情報共有が不足していたり、役割分担が不明確という意見もあります。連携と役割分担についてさらに検討し、里親委託不調を防ぐかわりを行っていただきたいと考えます。</p> <p>○養子縁組成立後の支援も重要です。この支援についてどのように実施するのかについて、里親支援機関に委ねるだけでなく、児童相談所の役割や里親支援機関との連携の在り方等を検討していただきたいと思ます。</p> <p>○里親支援担当は自立支援班のなかに位置付けられていますが、将来的には里親支援部門の充実を図っていただきたいと思ます。</p>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	B

## 第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>○児童虐待として受理した事例については、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織導入し、家族への説明や家族の意向確認、家族を交えた会議を行っておられます。子どもに対し、保護者がお話と絵で、子どもが保護された事情を説明するやり方を取り入れている実践もうかがいました。サインズ・オブ・セーフティ・アプローチについて、毎年職員研修を行い、市町村にも研修を実施し、取り組んでいこうとされていることは評価できます。</p> <p>○現在は、まだ組織導入の過渡期だと思いますが、施設や市町村の方には、意図が十分に伝わっていなかったり、理解されていないところが見られるようです。この溝を埋めるために、「理念」の共有を進めていく必要があると思います。</p> <p>○在宅支援の支援プランを見える化し、保護者・市町村に提示する取組みを進めようとしていることは評価できると思います。今後は市町村との協働した支援に向けたさらなる取組みを期待します。</p> <p>○親子関係再構築支援の取組みについて、施設等や市町村との役割分担も含めて計画的に進めていただくことを期待します。</p> <p>○OCSP や CARE、トリプル P など保護者への支援のプログラムを取り入れておられました。全体の支援の流れのなかで、これらのプログラムを効果的に活用していく方法についてさらに検討していただきたいと考えます。</p>

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

## 第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>○管内に 16 もの市町村があり、地域性や人口、児童相談部門の体制なども様々であるなか、市町村支援児童福祉司の配置や「定期的な研修会開催（令和 5 年度から）など、積極的な取組みに着手されていることは高く評価できます。また、今年度から相談援助に関する市町村への研修を始められ、市町村間の情報共有が進むことや、児童相談所から市町村への支援に関して評価を得ています。今後は、研修や会議以外にも、交流の機会として、例えば人事交流・児童相談所現場での実習研修の機会の検討や、主担変更や在宅ケースに関する個別ケース検討会議・家族応援会議等の活用など、可能な限り対面での協議の場を通じて顔の見える関係構築に向けて一層の工夫をされることを期待したいと考えます。</p> <p>○一方で、こうした取組みは端緒についたところと思われ、市町村数も多く、また地域性・相談体制・組織も様々であると考えます。今後は市町村からの相談等への対応の際には、市町村毎の対応体制や調査の仕組みなどを踏まえて支援・指導していく必要があり、そのためにも、市町村の求めるニーズをくみ取りながら丁寧な支援に取り組んでいかれることを強く期待いたします。とりわけ、児童相談所の方針決定までの道筋を市町村とできる限り共有して、市町村に対して示していくことが求められていると考えます。</p> <p>○児童福祉審議会については、2 か月ごとに年 6 回程度開催され、様々な事例について諮問され意見聴取されていることは評価できます。今後は、子どもなどからの意見聴取等措置が進められることから、子どもの意見と児童相談所の方針が違う場合などへの対応についても検討されることを希望します。</p>

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取組みを実施しているか	A
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	A